

令和8年度佐倉市都市公園内 自動販売機設置事業者募集要項

佐倉市 都市部 公園緑地課

令和8年1月

この募集要項には、募集への参加方法や募集物件についての案内等を掲載しています。募集に参加される際は、本要項を熟読の上、お申込みください。

なお、募集物件については、提案の前に現地及び関係する諸規制を必ずご確認ください。

<募集スケジュール等>

区分	項目	日程
募 集	募集要項の配布期間	令和8年1月13日（火）～1月30日（金）
	質問書の提出期間	令和8年1月13日（火）～1月23日（金）
	質問に対する回答期限	令和8年1月28日（水）
	提案書類の提出期間	令和8年1月13日（火）～1月30日（金）
審 査	資格審査（警察照会）	令和8年2月上旬（予定）
	書類審査（提案金額の確認）	令和8年2月中旬（予定）
	審査結果通知・公表	令和8年2月中旬（予定）
許 可	設置許可申請書の提出	令和8年2月下旬～3月19日（木）
設 置	自動販売機の設置	令和8年4月 1日（水）～
使用料	使用料の納付	令和8年4月 1日（水）～4月30日（木）

<問い合わせ先>

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市都市部公園緑地課（市庁舎3号館2階）

電話 043-484-0940

FAX 043-485-0108

【目 次】

〈募集要項〉

ページ

◆令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集要項

募集物件一覧	1
1. 事業の目的	2
2. 募集物件	2
3. 参加資格	2
4. 自動販売機の設置における主な条件	3
5. 募集スケジュール等	5
6. 申込方法	5
7. 提案の無効	6
8. 審査	7
9. 設置許可申請候補者の決定等	7
10. 設置許可申請の手続き	7
11. 使用料の納入	8
12. 自動販売機に係る電気料	8
13. 募集結果の公表	8
14. その他	8
個別条件等、配置図	9

〈提案関係様式〉

◆各様式記載例	1 3
◆参加申込書〔様式1〕	2 2
◆委任状〔様式2〕	2 3
◆提案書〔様式3〕	2 4
◆役員等名簿〔様式4〕	2 5
◆質問書〔様式5〕	2 6

〈都市公園施設設置許可申請書等〉

◆都市公園施設設置許可申請書（案）	2 7
◆都市公園施設設置許可書（案）	2 8
◆許可物件一覧表	2 9

【募集物件一覧】

設置番号	上段:対象施設 下段:設置場所(許可場所)	所在地	許可面積 上段:自販機 下段:リサイクルボックス	許可面積 (m ²)	台数	設置場所区分	新規入替区分	種類	当物件以外の自販機 (飲料)	個別条件等 (詳細は9ページ以降を参照)	販売実績 (R07年度実績見込)	最低使用料 (36か月の総額)
物件番号1												
1-1	佐倉城址公園 (自由広場前トイレ脇)	佐倉市城内町地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン (外観色は茶系とする)	約7,500本	2,181,600円
1-2	佐倉城址公園 (大手門跡広場駐車場)	佐倉市城内町地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン (外観色は茶系とする)	約5,100本	
1-3	七井戸公園 (管理棟脇)	佐倉市染井野4丁目地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン	約5,000本	
1-4	ユカリが丘北公園 (トイレ脇)	佐倉市宮ノ台4丁目地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン	約2,000本	
1-5	ユカリが丘南公園 (トイレ脇)	佐倉市ユカリが丘6丁目地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン	約4,900本	
1-6	宮の杜公園 (トイレ脇)	佐倉市宮ノ台6丁目地先	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋外	入替	飲料	なし	ユニバーサルデザイン	約2,800本	

○貸付面積には、放熱余地及び転倒防止器具等の付属設備を含みます。

○販売実績は令和7年4月～11月の販売実績から算出した参考値であり、売上を保証するものではありません。

○飲料自動販売機は災害救助ベンダー対応とし、3種類以上の電子マネー(交通系含む)での購入ができるようにしてください。

令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、都市公園の利便性の向上及び市の歳入の増加を図るため、佐倉市都市公園条例（以下「条例」という。）で定める都市公園使用料（以下「使用料」という。）以上で、最も高い使用料を納付する旨の提案をした者に対する都市公園法第5条第1項に基づく設置及び管理許可（以下「設置許可」という。）により、都市公園における自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的としています。

募集に参加される際は、本要項を熟読の上、お申込みください。

2. 募集物件

募集物件は、1ページ「募集物件一覧」のとおりです。また、自動販売機の個別条件等、配置図は9ページ以降に記載しています。

なお、募集要項に記載された物件内容が現況と異なる場合は、現況を優先します。

3. 参加資格

- (1) 個人にあっては満18歳以上の者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者又は当該事実があった日から3年以上経過している者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに法人税（個人にあっては所得税）を滞納していない者
- (5) 佐倉市内に本社、本店又は営業所を有する者にあっては、法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していない者
- (6) 官公庁又は民間企業において、令和6年度又は令和7年度に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を有している者
- (7) 暴力団員に該当しない者
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 当該募集物件を暴力団の所有物その他これに類するもの用に供しようとする者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者

4. 自動販売機の設置における主な条件

(1) 設置の根拠

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「売店」に該当します。また、都市公園法第5条第1項では、市以外の者が売店を設ける場合は市の許可（設置許可）を受けることになっています。

ついては、本募集では、佐倉市都市公園条例で定める最低使用料以上で最も高い使用料を提案した者を都市公園法第5条第1項の設置許可申請候補者として決定するものです。

(2) 許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 募集物件の用途等

募集物件は、飲料自動販売機の設置、管理及び運営の用途に供するものとします。

また、自動販売機及びリサイクルボックス等の設置、管理及び運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は許可受者の負担とします。

(4) 禁止事項

- ① 募集物件を上記4（3）以外の用途で使用することはできません。
- ② 募集物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません（施設管理者が電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）。
- ③ 募集物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ④ 本設置許可を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ⑤ 募集物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

(5) 資料の提出等

佐倉市（以下「許可者」という。）が、債権の保全上必要があると認めるとき、第三者に募集物件を転貸している疑いがある場合、本設置許可を第三者に譲渡している疑いがある場合、又は本設置許可に権利を設定している疑いがある場合等において必要があると認めるときは、許可者は許可受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、許可受者は必ず許可者に協力しなければなりません。

(6) 募集物件の引渡し及び返還

募集物件は、許可期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、許

可期間の満了前に、次の許可期間にも引き続き同じ募集物件を使用することができますことが明らかになったときは、当該募集物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

- (7) 自動販売機及びリサイクルボックスの設置については、次のとおりとしてください。
- ① 自動販売機及びリサイクルボックスが、使用可能な状態で常時設置されていること。
 - ② 設置する飲料自動販売機は、ヒートポンプ式及びノンフロン対応など、省電力・環境配慮型の機種とすること。
 - ③ 設置する飲料自動販売機は、災害救助ベンダー対応機種とすること。
 - ④ 設置する飲料自動販売機は、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入もできるようにすること。
 - ⑤ 許可期間の開始後、許可者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及びリサイクルボックスを設置すること。また、リサイクルボックス本体に、空き缶・ペットボトル以外捨てない旨の標示を、目に付きやすい場所に張り付けること。設置後は、その完了した旨を当該許可者に報告すること。
 - ⑥ 自動販売機の設置にあたっては、施設の軸体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全対策に十分に配慮すること。
 - ⑦ 電気工事を必要とするときは許可者と協議して行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該許可者に報告し、検査を受けること。
 - ⑧ 設置した自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、許可者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
 - ⑨ 許可受者は、設置するすべての飲料自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。
 - ⑩ 上記⑤の報告後、許可者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
 - ⑪ 自動販売機の広告パネル掲出部分、またはフロントアッパーサインについては、いずれかに許可者の指定する広告物を掲出すること。なお、広告物の数量及び内容等については、設置許可申請候補者の決定後に許可者と許可受者双方の協議のうえ決定すること。
- (8) 飲料自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。
- ① 販売品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）とすること。
 - ② 販売品の維持管理及び補充は、許可受者の責任において行うこと。
 - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (9) 自動販売機及び販売品について、個別条件が付されているものは、その条件を履行してください。また、個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件許可とは別に、許可者と協議のうえ定めてください。
- (10) 飲料自動販売機の販売品の売価は、販売品目の希望小売価格以下とし、許可受者により任意に設定してください。
- (11) 飲料自動販売機の販売品の補充のための搬入及び使用済み容器の回収は、次のとお

りとしてください。

- ① 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、許可者と協議すること。
- ② 許可受人は、使用済み容器を回収し、適正に処分すること。

5. 募集スケジュール等

区分	項目	日程
募集	募集要項の配布期間	令和8年1月13日（火）～1月30日（金）
	質問書の提出期間	令和8年1月13日（火）～1月23日（金）
	質問に対する回答期限	令和8年1月28日（水）
	提案書類の提出期間	令和8年1月13日（火）～1月30日（金）
審査	資格審査（警察照会）	令和8年2月上旬（予定）
	書類審査（提案金額の確認）	令和8年2月中旬（予定）
	審査結果通知・公表	令和8年2月中旬（予定）
許可	設置許可申請書の提出	令和8年2月下旬～3月19日（木）
設置	自動販売機の設置	令和8年4月1日（水）～
使用料	使用料の納付	令和8年4月1日（水）～4月30日（木）

6. 申込方法

（1）提出書類

提出書類	提出部数
○参加申込書〔様式1〕 必要事項を記載し、印鑑証明書に登録された印を押印してください。 ※法人で支店・営業所等に委任される場合は、代理人使用印となります。	1部
○委任状（法人で支店・営業所等に委任する場合）〔様式2〕	
○提案書〔様式3〕 ※提案書に記載する提案金額は、許可期間（3か月）の総額を記載してください。 なお、提案金額には、自動販売機に係る電気料相当分を含めることとします。	※原本を提出
○印鑑証明書（法人については、代表者の印鑑証明書）	
法人の場合は ○商業登記簿（履歴事項全部証明書） ○役員等名簿〔様式4〕 ○国税の納税証明書（その3の3） ※「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出すること ○佐倉市内に本社又は営業所がある法人については、直近2年度分の法人市民税の納税証明書（各1部）※未納がないこと	1部 ※原本を提出

個人の場合	<input type="radio"/> 住民票 <input type="radio"/> 国税の納税証明書（その3の2） ※「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出すること <input type="radio"/> 佐倉市民の方については、直近2年度分の住民税の納税証明書（各1部）※未納がないこと	
	<input type="radio"/> 官公庁又は民間企業において、令和6年度又は令和7年度に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績がわかる書類（契約書等の写し）	1部 ※写しを提出

※「印鑑証明書」、「商業登記簿」、「納税証明書」、「住民票」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出してください。
 ※各様式において、個人の場合は職名の記載は不要です。

（2）提出方法

上記書類を、募集期間中に公園緑地課まで持参又は郵送（簡易書留又は一般書留の郵便方法に限ります。令和8年1月30日（金）必着）にて提出してください。持参の場合、締切日の午後5時までに提出がない場合、受け付けできません。また、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

<提出にあたって>

提案書のみを長形3号封筒に入れてのり付けしてください（21ページ参照）。
 封緘した提案書を中封筒と、その他の提出書類を角形2号封筒に同封してご提出ください（20ページ参照）。
 ※提出書類は返却しません。
 ※許可が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

（3）提出書類の受付

提出書類に不備等がない場合、持参された方には、市の受付印を押印した参加申込書の写しをお渡します。また、郵送の場合は、受付後、参加申込書〔様式1〕記載の住所に写しを返送します。

7. 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない方の提案
- (2) 同一物件の提案について、2通以上の提案書を提出した方の提案
- (3) 提案に関し、不正行為があった場合の提案
- (4) 予定価格（最低使用料）に達しない使用料で提案した方の提案
- (5) 提案書に記載した金額を訂正しているもの

(6) その他指定した以外の方法により提案した場合

8. 審査

(1) 資格審査

募集期間内に提出された書類に不備等がないことが確認できた者について、佐倉市暴力団排除条例に基づき、暴力団員に該当しない者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であることを確認いたします。

(2) 書類審査

提案書の確認は、市の指定した本事業に関係のない職員を立ち会わせて行います。なお、審査は非公開で行います。

9. 設置許可申請候補者の決定等

(1) 設置許可申請候補者の決定

有効な提案のうち、予定価格（最低使用料）以上で最高の価格をもって提案した方を設置許可申請候補者として決定します。

(2) 複数の同価格者がいる場合

設置許可申請候補者となるべき同価格の提案者が2人以上いる場合は、審査後、指定する日時及び場所において、当該提案をした方のくじ引きにより設置許可申請候補者を決定します。この場合、当該提案をした方のうちくじを引かない方がいるときは、これに代わって市の指定した本事業に関係のない職員にくじを引かせるものとします。なお、再度の募集は行いません。

(3) 使用料の決定

提案書に記載された価格（許可期間の総額）をもって使用料とします。

10. 設置許可申請の手続き

(1) 設置許可申請書の送付

設置許可申請候補者には、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設（売店）の設置の許可を受けていただきます。市から都市公園施設設置許可申請書を送付しますので、必要な書類を添えて、指示に従い申請手続きを行ってください。

なお、申請書の提出後、所定の手続きを経て、許可書を交付します。

(2) 必要な書類（各一部）

- ① 都市公園施設設置許可申請書
- ② 設置する自動販売機の仕様が分かる書類
- ③ 販売商品の具体的構成が分かる書類
- ④ 自動販売機の維持管理方法等（商品の入れ替え、ゴミの回収、電気子メーターの検針方法等）を記載した維持管理計画書

(3) 設置許可申請書の提出期限

許可申請期限は令和8年3月19日（木）です。左記期限内に申請をしないときは、許可

申請候補者の資格を取り消します。この場合、今後実施される都市公園における自動販売機設置に係る募集に応募できません。

11. 使用料の納入

使用料については、許可者が指定する日までに、許可者が発行する納入通知書により納入してください。なお、使用料の納付については、当該年度の4月末を納入期限の予定としています。

年度については、

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）、

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日）、

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日）とします。

12. 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、「様式3：提案書」に記載する提案金額欄に電気料相当分を含めた金額を記載してください。

このため、自動販売機に係る電気料を使用料とは別に徴収することはいたしません。「11. 使用料」に記載の使用料と電気料相当分を合わせて納付していただきます。

13. 募集結果の公表

募集の結果については、その内容（物件所在地、予定価格、提案金額、設置許可申請候補者、提案参加者数）を公表します。

14. その他

質問書に対する回答内容は、募集要項と一体の追加または修正として取り扱うものとします。

物件番号1 個別条件等、配置図

設置番号	上段: 対象施設 下段: 設置場所(許可場所)	販売品目の形態	その他
1-1	佐倉城址公園 (自由広場前トイレ脇)	缶、ペットボトル等の密閉容器	ユニバーサルデザイン※1 (外観色は茶系※2とする)
1-2	佐倉城址公園 (大手門跡広場駐車場)		ユニバーサルデザイン※1 (外観色は茶系※2とする)
1-3	七井戸公園 (管理棟脇)		ユニバーサルデザイン※1
1-4	ユーカリが丘北公園 (トイレ脇)		ユニバーサルデザイン※1
1-5	ユーカリが丘南公園 (トイレ脇)		ユニバーサルデザイン※1
1-6	宮の杜公園 (トイレ脇)		ユニバーサルデザイン※1

○災害救助ベンダー対応としてください。

○3種類以上の電子マネー（交通系を含む）での購入ができるようにしてください。

○自動販売機の広告パネル掲出部分、またはフロントアップサインについては、いずれかに許可者の指定する広告物を掲出してください。なお、広告物の数量及び内容等については、設置許可申請候補者の決定後に許可者と許可受者双方の協議のうえ決定してください。

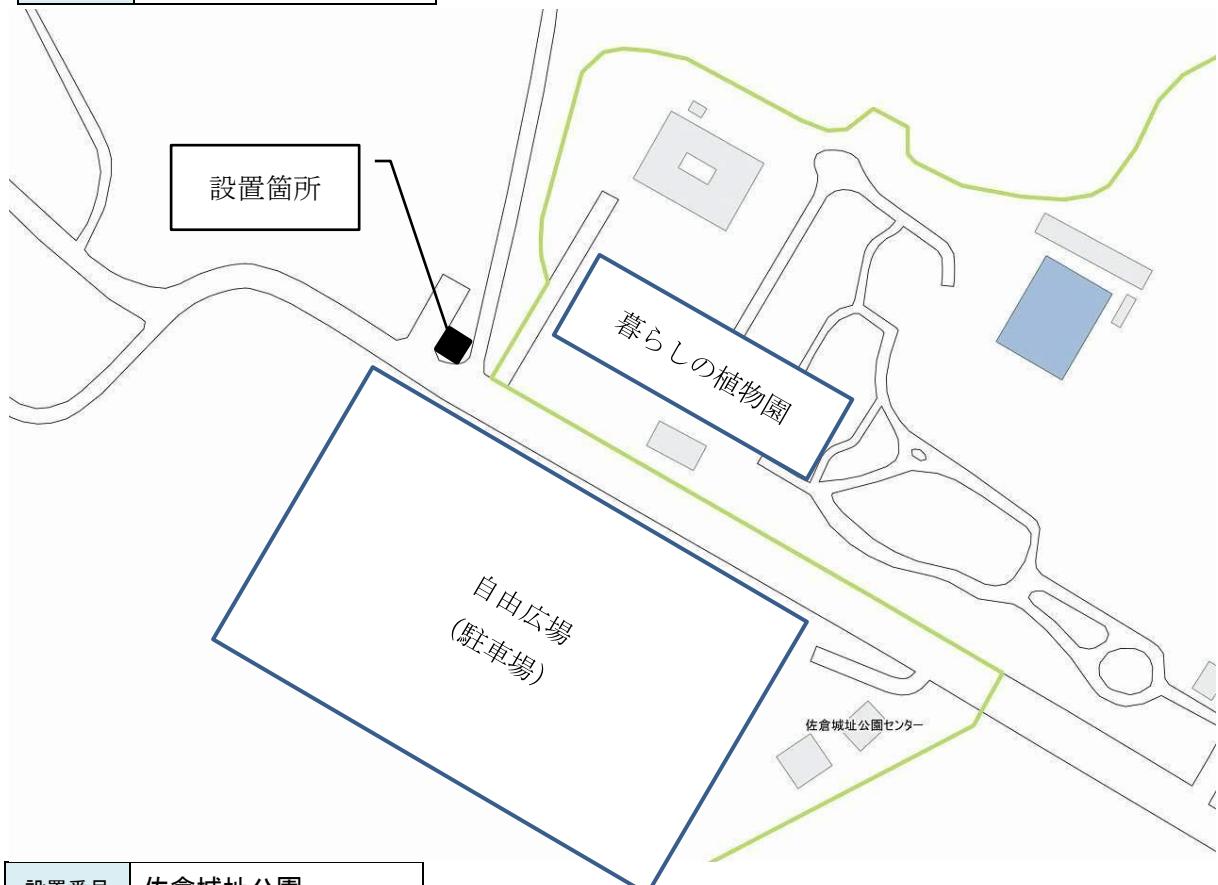
(※1) ユニバーサルデザインの基準については、以下の基準に1つ以上該当することとする。

- ・商品選択ボタンが低い位置にあること
- ・商品の取出口が高い位置にあること
- ・コイン投入口やおつり取出口が受皿になっていること
- ・商品や小物が置けるテーブルがあること
- ・低位置メニュー機能により低い位置からも選びやすいこと

(※2) 外観色（茶系）については、以下に定めるマンセル値の範囲内とする。

- ・色相はR系、YR、Y系とする
- ・明度は7以下とする
- ・彩度は6以下とする

設置番号	佐倉城址公園
1-1	自由広場前トイレ脇



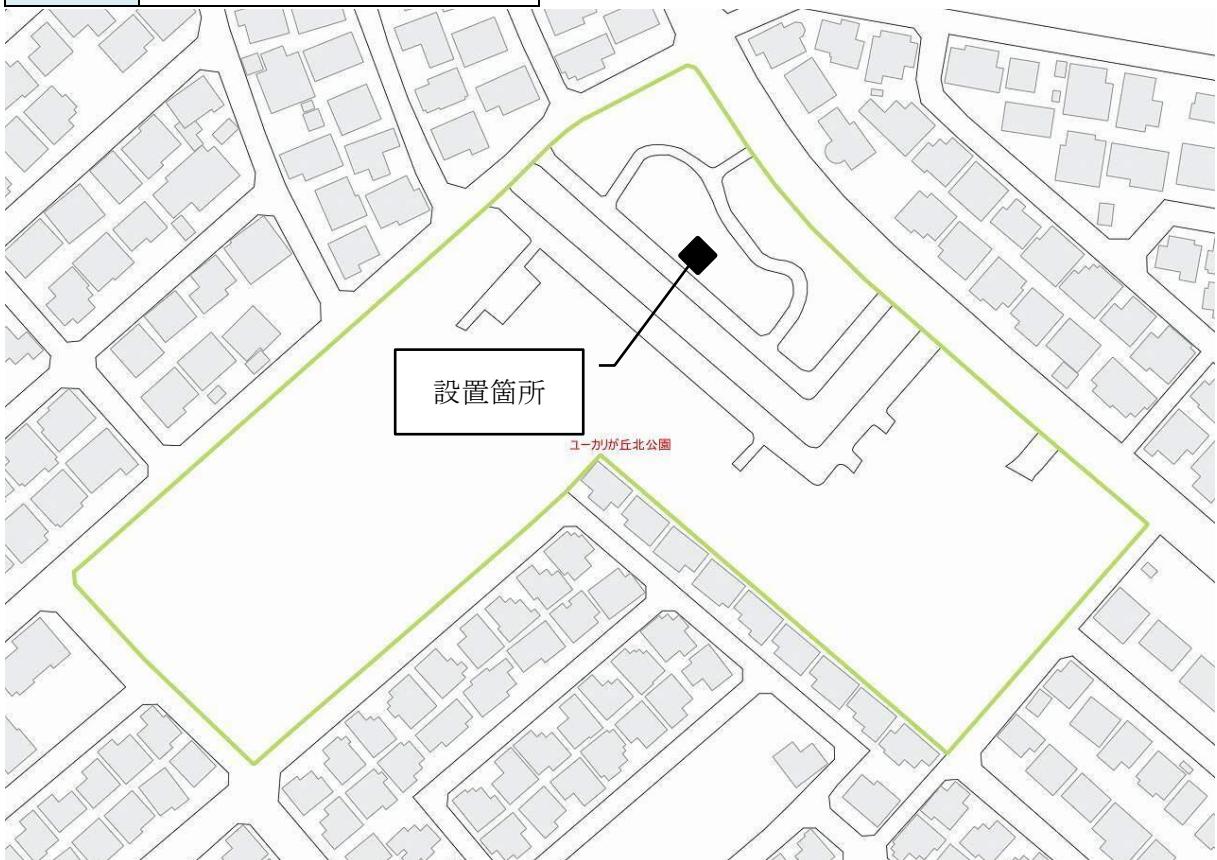
設置番号	佐倉城址公園
1-2	大手門跡広場駐車場



設置番号 1-3	七井戸公園 管理棟脇
-------------	---------------



設置番号 1-4	ユーカリが丘北公園 トイレ脇
-------------	-------------------



設置番号 1-5	ユーカリが丘南公園 トイレ脇
-------------	-------------------



設置番号 1-6	宮の杜公園 トイレ脇
-------------	---------------



【記載例】

参加申込書

(宛先) 佐倉市長		ム イ ト ル 月　　日	
次ページの記載方法を参照の上、 記入してください。			
提案者	住　所 (所在地)	〒	電話 (　　)　　-
	(フリガナ) 氏名又は商号 及び職氏名		

令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者の募集に参加したく、都市公園法、佐倉市都市公園条例及び佐倉市財務規則を遵守し、都市公園施設設置許可に関する事項を承認の上、参加申込みをいたします。

また、募集要項文中の参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、参加資格等の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に各種情報の照会をすることについて承諾します。

【募集物件】

物件番号	1
------	---

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

参 加 申 込 書 の 記 載 方 法

<書類の「提案者」欄は、下記を参考にご記入ください。>

●個人で参加する場合

提 案 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	佐倉 太郎		(実印) 印

●法人で参加する場合

提 案 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	○○○○株式会社 代表取締役 佐倉 太郎		(実印※法人の代表者印) 印

●法人で支店・営業所等に委任して参加する場合

提 案 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	○○○○株式会社 ○○営業所 営業所長 佐倉 太郎		(委任状の代理人使用印) 印

法人で支店・営業所等に委任する場合
に提出してください。

[様式 2]

【記載例】

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、物件番号_____における下記の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名

次ページの記載方法を参考の上,
記入してください。

代理人使用印

記

事業名 令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集

- (1) 参加申し込み及び募集に関する一切の権限
- (2) 設置許可の申請及び設置及び管理運営の履行に関する一切の権限
- (3) 使用料の支払いに関する一切の権限

支店・営業所等に委任する場合、上記(1)～(3)は、
全て受任者の名義（権限）となります

委任者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者 職 氏 名

次ページの記載方法を参考の上,
記入してください。

実 印

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

(注) 1. 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

委任状記載方法

所在地又は住所
受任者 商号又は名称
職 氏 名

佐倉市海隣寺町97番地
○○○○株式会社 ○○営業所
営業所長 佐倉 太郎 印

所在地又は住所
委任者 商号又は名称
職 氏 名

佐倉市海隣寺町97番地
○○○○株式会社
代表取締役 佐倉 太郎 印
(実印※法人の代表者印)

(注) 提案者が法人で、その従業員が提案書等の持参を行う場合は、代理人をたてる必要はありません。

【記載例】

日付は、提案書作成日を記入してください。

提 案 書

令和 年 月 日

(宛先)佐倉市長

次ページの記載方法を参照の上、
記入してください。

**提案者 住所（所在地）
氏名又は商号名称
及び職氏名**

印

事業名 令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集

都市公園法、佐倉市都市公園条例及び佐倉市財務規則を遵守し、都市公園施設設置許可に関する事項を承認の上、下記の金額をもって提案します。

なお、提案金額には、電気料相当分を含むことを申し添えます。

記

提 案 金 額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
万	万	万	万	千	百	拾	円
¥	2	0	0	0	0	0	0

物件番号	1
------	---

(注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

2. **提案金額は、許可期間(36か月)の総額を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。**

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

提案書の記載方法

<書類の「提案者」欄は、下記を参考にご記入ください。>

●個人で提案

提案者 住所（所在地） 佐倉市海隣寺町97番地
氏名又は商号名称
及び職氏名 佐倉 太郎 印（実印）

●法人で提案

提案者 住所（所在地） 佐倉市海隣寺町97番地
氏名又は商号名称 ○○○○株式会社
及び職氏名 代表取締役 佐倉 太郎
(実印※法人の代表者印)

●法人で支店・営業所等に委任して提案

提案者 住所（所在地） 佐倉市海隣寺町97番地
氏名又は商号名称 ○○○○株式会社 ○○営業所
及び職氏名 営業所長 佐倉 太郎
(委任状の代理人使用印)

(注) 住所氏名等は、印鑑証明書又は委任状に記載したとおりに記入してください。
省略したり誤っていた場合は、提案が無効となる場合があります。

役員等が 10 名以上いる場合は、本紙をあらかじめコピーのうえ、記載してください。
その際には、全枚数がわかるように全枚数と何枚目かを必ず記載してください。

(1 枚目 / 全 1 枚)

【記載例】

役員等名簿

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ◎全部事項証明書に記載された支店及び営業所等の長も記載してください。

◎支店等に委任している場合についても、委任者名で記名押印をお願いします。

所 在 地

千葉県佐倉市海隣寺町 9 7 番地

商 号 名 称

公有財産株式会社

及び代表者氏名

代表取締役 佐倉 太郎

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

印

申込書等封筒記載例

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、「簡易書留」又は「一般書留」の郵便方法で郵送してください。(令和8年1月30日必着)

＜表＞

2	8	5	8	5	0	1
佐倉市海隣寺町九七番地						
佐倉市役所 公園緑地課 行						
令和8年度佐倉市都市公園内 自動販売機設置事業者募集						
切手 参加申込書等在中						
簡易書留又は一般書留						

＜裏＞

物 件 番 号	1
開 札 日 時	※空欄のままで結構です。
住 所 又 は 所 在 地	千葉県佐倉市海隣寺町97番地
氏名又は商号名称	公有財産株式会社

(注) 郵便の料金、郵送の手続方法その他については、必ず提案者自身の責任において郵便局などで確認の上、郵送してください。

提案書提出用封筒記載例

<表>

提 案 書 提 出 用	
(宛先) 佐倉市長	
提案書在中	
事業名 令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集	
令和 年 月 日	
※のり付けし、封をしてください。	

<裏>

物 件 番 号	1
開 札 日 時	※空欄のままで結構です。
割印	
割印	
割印	
住 所 又 は 所 在 地	千葉県佐倉市海隣寺町97番地
氏名又は商号名称	公有財産株式会社

(注) 割印は3か所とし、以下の印を押印してください。

個人の場合…個人印

法人の場合…法人の代表者印

それぞれ、印鑑証明書に登録された印鑑を押印してください。

代理の場合は、委任状に押印された受任者の印鑑を押印してください。

参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

提案者	住 所 (所在地)	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 及び職氏名			印

令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者の募集に参加したく、都市公園法、佐倉市都市公園条例及び佐倉市財務規則を遵守し、都市公園施設設置許可に関する事項を承認の上、参加申込みをいたします。

また、募集要項文中の参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、参加資格等の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に各種情報の照会をすることについて承諾します。

【募集物件】

物件番号	1
------	---

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、物件番号_____における下記の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

所在地又は住所
受任者 商号又は名称
職 氏名

代理人使用印

記

事業名 令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集

- (1) 参加申し込み及び募集に関する一切の権限
- (2) 設置許可の申請及び設置及び管理運営の履行に関する一切の権限
- (3) 使用料の支払いに関する一切の権限

所在地又は住所
委任者 商号又は名称
代表者職氏名

実 印

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

(注) 1. 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

提 案 書

令和 年 月 日

(宛先)佐倉市長

**提案者 住所（所在地）
氏名又は商号名称
及び職氏名**

印

事業名 令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集

都市公園法、佐倉市都市公園条例及び佐倉市財務規則を遵守し、都市公園施設設置許可に関する事項を承認の上、下記の金額をもって提案します。

なお、提案金額には、電気料相当分を含むことを申し添えます。

記

提 案 金 額

千	万	拾	万	千	百	拾	円

物件番号	1
------	---

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。
2. **提案金額は、許可期間(36か月)の総額を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。**
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(枚目/全 枚)

役員等名簿

商号又は名称(カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名(カナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別	住所	役職
				元号	年	月	日			

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

商号名称

及び代表者氏名

印

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

[様式5]

質問書

(宛先) 佐倉市長

令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集に関し、以下の内容について質問します。

事業者名		質問者	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
質問内容			

*メールアドレス (kouen@city.sakura.lg.jp) 宛に電子メールにて提出すること。
件名は【令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集に係る質問書】とする。

都市公園施設設置許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり、関係図書を添えて都市公園施設設置の許可を申請します。

設 置 の 目 的	自動販売機及びリサイクルボックスの設置（6台分）
設 置 の 期 間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
設 置 の 場 所	佐倉城址公園ほか4公園 (詳細は、別紙「許可物件一覧表」とおり)
公 園 施 設 の 種 類 及 び 構 造	・自動販売機（●●製） ・空き缶等の回収ボックス（●●製・鍵付き）
公 園 施 設 の 管 理 方 法	申請者管理 (電気使用料については、市に納付するものとする。)
工 事 実 施 方 法	電気工事：電気工事事業者へ委託により施工 自動販売機：コンクリートブロック上部に設置
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	令和8年4月●日～令和8年4月●日
公 園 の 復 旧 方 法	原形復旧
そ の 他	電気工事費用は申請者負担
使 用 料	●, ●●●円（6台分・36か月分）

都市公園施設設置許可書

申請者 住 所
氏 名

目 的	都市公園法第2条第2項第7号「売店」
期 間	令和8年4月1日から令和11年3月31日
場 所	佐倉城址公園ほか4公園 (詳細は、別紙「許可物件一覧表」とおり)
管理方法又は内容	申請者管理 (電気使用料については、市に納付するものとする。)
条 件	○原形復旧 ○下記条件を遵守すること。 ・毎月、販売実績を報告すること。 ・毎月、電気使用量を報告すること。
料 金	●, ●●●円 (6台分・36か月分)

上記のとおり、許可する。

令和 年 月 日

佐倉市長

印

条件

- ・令和8年度佐倉市都市公園内自動販売機設置事業者募集要項の記載内容を遵守すること。

備考

- ・都市公園法及び同法施行令、佐倉市公園条例及び同施行規則を遵守し、許可者の指示に従うこと。

【物件番号 1】

許可物件一覧表

設置番号	上段：対象施設 下段：設置場所	所在地	貸付面積 上段：自販機部分 下段：リサイクルボックス
1-1	佐倉城址公園 (自由広場前トイレ脇)	佐倉市城内町地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m
1-2	佐倉城址公園 (大手門跡広場駐車場)	佐倉市城内町地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m
1-3	七井戸公園 (管理棟脇)	佐倉市染井野4丁目地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m
1-4	ユーカリが丘北公園 (トイレ脇)	佐倉市宮ノ台4丁目地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m
1-5	ユーカリが丘南公園 (トイレ脇)	佐倉市ユーカリが丘6丁目地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m
1-6	宮の杜公園 (トイレ脇)	佐倉市宮ノ台6丁目地先	幅 1.20m × 奥行 1.00m
			幅 0.45m × 奥行 0.60m

※設置番号 1-1 から 1-6 については、災害救助ベンダー対応とすること。

※設置番号 1-1 から 1-6 については、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入も可能とすること。

※設置番号 1-1 から 1-6 については、自動販売機の広告パネル掲出部分、またはフロントアッパー・サインについて、いずれかに許可者の指定する広告物を掲出すること。なお、広告物の数量及び内容等については、設置許可申請候補者の決定後に許可者と許可受者双方の協議のうえ決定すること。

※設置番号 1-1 から 1-6 については、ユニバーサルデザイン対応機種とすること。

※設置番号 1-1 及び 1-2 については、外観色を茶系とすること。